

【令和7年4月1日現在】

訪問介護重要事項説明書

社会福祉法人 光塩会
上毛の里ホームヘルプサービス

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 027-267-0820（午前8時30分～午後17時30分まで）

担当 サービス提供責任者 阿久澤 みゆき・狩野 愛美

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 上毛の里ホームヘルプサービスの概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	上毛の里ホームヘルプサービス
所在地	前橋市上増田町600番地
介護保険事業者番号	訪問介護（群馬県1070100670号）
サービスを提供する地域	前橋市、伊勢崎市、玉村町

※上記地域外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（2）同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1名		1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		2名
	実務者研修		1名（兼務）	
従事者	介護福祉士		3名	3名
	実務者研修修了者		1名	1名
	ヘルパー2級修了者		1名	1名

（3）サービスの対応時間帯

午前7時～午後9時（日曜日及び12月29日～1月3日は休業）

3. サービス内容

（1）身体介護…食事、排泄、入浴などの介護や外出時の付き添いなどの介護サービスをご提供いたします。

（2）生活援助…掃除、洗濯、買い物、調理などの家事サービスをご提供いたします。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として料金表のとおりです。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【料金表 基本料金・昼間】

(単位：単位数)

区分	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間30分以上 (30分増すごとに)
身体介護	244	387	567	+82

区分	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
身体介護に続いて生活援助	+65	+130	+195

区分	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	179	220

【加算料金】

区分	該当者のみ
緊急時訪問介護加算	100
初回加算	200
区分	全利用者
特定事業所加算Ⅱ	基本単位数×10% ※1単位未満の端数四捨五入
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)× 24.5% ※1単位未満の端数四捨五入

- ※ 前橋市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となっています。なお、自己負担は、各利用者の負担割合に応じた額です。
- ※ 上記料金は、1回あたりの目安を表示したものです。1ヶ月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。
- ※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

(2) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止または変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前日の１７時３０分までに事業所に申し出てください。利用日の前日の１７時３０分までに連絡がなく、サービス利用をキャンセルした場合は、以下の通りキャンセル料をいただきます。ただし、ご利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前日１７時３０分までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の前日１７時３０分までにご連絡がなかった場合	１，０００円

(３) その他

お支払い方法

料金のお支払い方法は口座引き落としとさせていただきます。

別途、口座引き落としのお手続きをお願いします。手数料はかかりません。

群馬銀行の口座の方は、サービスを利用した月の翌月２０日（土日祝の場合は直後の平日に）に指定の口座より引き落とします。

群馬銀行以外の口座の方は、サービスを利用した月の翌２７日（土日祝の場合は直後の平日に）に指定の口座より引き落とします。

５．サービスの利用方法

(１) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

※居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(２) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに電話等でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で連絡いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約をすることもできます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様や、ご家族などに対して社会理念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書等で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に体調や容体の急変、その他の緊急事態があった場合は、事前の打ち合わせにより速やかに下記の主治医及びご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

7. サービス内容に関する苦情

- ① 上毛の里ホームヘルプサービス お客様相談・苦情受付担当
担当 サービス提供責任者 阿久澤みゆき・狩野愛美
電話 027-267-0820

- ② 前橋市役所 ☐027-224-1111

[担当] 介護保険課

[受付] 月曜日～金曜日 8:30～17:15

- ③ 群馬県国民健康保険団体連合会 ☐027-290-1323

[担当] 介護保険課

[受付] 月曜日～金曜日 8:30～17:15

- ④ 第三者委員会 権利擁護ネットはあとらんど ☐027-395-6777

[受付] 月曜日～金曜日 8:30～17:15

- ⑤ 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 有
第三者による評価の実施状況 無

8. 当事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成12年4月1日指定
群馬県1070100670号

- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問介護を提供する。
- (3) 事業所の名称 上毛の里ホームヘルプサービス
- (4) 事業所の所在地 群馬県前橋市上増田町600番地
- (5) 電話番号 027-267-0820
- (6) 事業所長 山田 隆
- (7) 開設年月 平成6年12月26日

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

上毛の里ホームヘルプサービス

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

利用者住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

署名代行者又は法定代理人

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____